

(仮称) 川俣町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持に関する条例
(案)

《 説明資料 》

1 条例制定の趣旨

国は、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を踏まえて、また脱炭素化された電力による電化社会の実現に向けて、再生可能エネルギーを主力電源とするエネルギー政策を推進している。

国のエネルギー政策の影響も受けて、本町では、現在、民間事業者による複数の風力発電事業が検討されているが、現時点ではいずれも風力発電施設の設置場所など具体的な事業計画が明らかにされておらず、発電施設から発生する騒音等の生活環境への影響や土地の形状変更等に伴う自然環境への影響も危惧されるどころ。

こうした町の現状に対して、現行制度の関連手続きの中では、仮に町が風力発電事業に反対の意思を持ったとしても、それを確実に反映させる仕組みがなく、町にとっての大きな問題となっている。

そのため、本町的生活環境や自然環境の保護、災害発生の防止、地元住民への事前説明会の実施など、事業者が遵守すべき事項や手続きのほか、町の同意を必要とする手順を確実に担保するための条例を制定しようとするもの。

2 条例の概要

(1) 目的 (条例第 1 条)

- 災害発生を防止する。
- 町民の生命及び財産を保護する。
- 良好な生活環境と自然環境を保全する。

(2) 基本理念 (条例第 2 条)

- 先人が守り育ててきた自然環境、景観及び生活環境を将来の世代に引き継ぐ。
- 町民、事業者、土地所有者等、町は、協働して環境を保全及び活用する。

(3) 定義 (条例第 3 条)

- 発電設備とは、太陽光、風力及びバイオマスを再生可能エネルギー源とする設備及びその附属設備とする。
- 事業者とは、再生可能エネルギー発電設備を設置、又は当該設備による事業を行う者とする。
- 土地所有者等とは、事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者とする。

- 地元自治会とは、その区域に事業区域を含む自治会及び事業に伴って生活環境等に影響が及ぶおそれがある自治会とする。
- 地元関係者とは、地元自治会の区域に居住する者及び近隣関係者とする。

(4) 町の責務（条例第 4 条）

- 条例の目的や基本理念にのっとり、条例を適正かつ円滑に運用すること。

(5) 事業者の責務（条例第 5 条）

- 関係法令、関係ガイドライン及びこの条例を遵守すること。
- 事業が与える影響について適正に精査し、災害防止及び自然環境、景観、生活環境を保全すること。
- 地元関係者との良好な関係を保持すること。
- 再生可能エネルギー発電設備を適切に設置し、維持管理すること。
- 設備を維持管理及び撤去するために必要な費用を確保し、事業を終了する場合は速やかに設備を撤去すること。
- 事業の実施に伴い事故等が発生した場合、又は地元関係者と紛争が生じた場合、自己の責任において誠意をもって解決し、再発防止の措置を講じること。

(6) 町民の責務（条例第 6 条）

- 条例の目的や基本理念にのっとり、町の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力すること。

(7) 土地所有者等の責務（条例第 7 条）

- 災害の発生を助長し、又は良好な自然環境、景観及び生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させないこと。

(8) 適用事業（条例第 8 条）

- エネルギー源を太陽光、風力及びバイオマスとする発電事業に適用する。
- ただし、電気事業法第 38 条第 1 項及び電気事業法施行規則第 48 条第 1 項及び第 2 項に規定する小出力発電設備である場合を除く。

【適用される発電事業の例】

- ・ 太陽光発電であって発電出力 50 キロワット以上の場合
- ・ 風力発電であって発電出力 20 キロワット以上の場合
- ・ バイオマス内燃力を原動力とする火力発電であって出力 10 キロワット以上の場合

(9) 事前協議（条例第 9 条）

- 事業者は、発電事業を計画するときは、あらかじめ町長と協議しなければならない。

(10) 地元関係者に対する説明（条例第 10 条）

- 事業者は、地元関係者に対して、事前に事業計画に係る説明会を開催しなければならない。
- 事業者は、事業計画について地元関係者の理解が得られるよう努めなければならない。
- 地元関係者は、事業者に対し、事業計画に対する意見書を提出することができ、事業者は、当該意見書に対する見解書を 14 日以内に提出し、協議しなければならない。

(11) 事業の届出（条例第 11 条）

- 事業者は、事業に着手しようとする日の 60 日前までに、町長に届け出なければならない。
- 事業者は、届け出た事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

【主な届出事項】

- ・事業者の氏名及び住所
- ・事業を実施するための工事の着手予定日及び完了予定日
- ・事業区域の所在地及び面積
- ・事業の内容
- ・設備及び事業区域の保守点検及び維持管理方法
- ・事業終了後における設備の撤去及び処分の方法
- ・地元関係者への説明会に係る経過及び報告書
- ・他法令による許認可等を受けている場合はその認可書の写し

(12) 同意（条例第 12 条）

- 事業者は、事業を実施（変更）しようとするときは、町長の同意を得なければならない。

町長の同意を得られない事業は、実施不可

(13) 事業の実施に係る届出（条例第 13 条）

- 事業者は、事業に着手（中止、再開、終了）するときは、あらかじめ町長に届

け出なければならない。

(14) 維持管理及び報告（条例第 14 条）

- 事業者は、適切に設備の管理を行うとともに、異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければならない。
- 事業者は、事業区域及びその周辺に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講じなければならない。

(15) 稼働状況に関する報告（条例第 15 条）

- 事業者は、設備の稼働状況及び設備の撤去及び処分に係る費用の積立状況について、年 1 回、町長に報告しなければならない。

(16) 設備の廃止（条例第 16 条）

- 事業者は、事業を終了するときは、設備を事業区域に放置することなく速やかに撤去するとともに、自らの責任において適正に処分しなければならない。

(17) 立入調査等（条例第 17 条）

- 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 町長は、職員を事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させることができる。

(18) 指導、助言又は勧告（条例第 18 条）

- 町長は、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。
- 町長は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(19) 公表（条例第 19 条）

- 町長は、事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、事業者の名称及び所在地並びに当該勧告内容を公表することができる。

(20) 事業の承継（条例第 20 条）

- 事業を承継した者は、承継の日から 30 日以内に、町長に届けなければならない。

(21) 委任（条例第 21 条）

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。